

旅費の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容															
池田高等学校	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後<b>30日</b>以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが2件あった。</p> <table border="1" data-bbox="427 554 1442 709"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>兵庫県姫路市</td> <td>令和3年4月5日</td> <td>3,040円</td> <td>令和3年5月20日</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>滋賀県</td> <td>令和3年4月5日</td> <td>3,580円</td> <td>令和3年5月20日</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	A	兵庫県姫路市	令和3年4月5日	3,040円	令和3年5月20日	B	滋賀県	令和3年4月5日	3,580円	令和3年5月20日	<p>検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後<b>30日</b>以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>	<p>是正を求められた事項について、職員に対して精算の必要性について周知を行うとともに、管外出張旅費処理状況一覧表を作成し未精算案件の確認を徹底することとした。 また、支出命令者及び事務担当者が復命書及びSSCでの定期的な確認を行うこととした。 今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日														
A	兵庫県姫路市	令和3年4月5日	3,040円	令和3年5月20日														
B	滋賀県	令和3年4月5日	3,580円	令和3年5月20日														

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年1月31日）